

様

第
年
月
日

野田市長

印

野田市児童手当(特例給付)額改定通知書

(年 月 日付けで届出のあった)児童手当の額の改定については、(職権で、)次のとおり改定したので、野田市児童手当実施要綱第5条第1項又は第3項の規定により通知します。

児童手当の額の改定に関する事項	
1 改定後の算定の基礎となる児童の数	
(3歳未満)	人
(3歳以上小学校修了前)	人
(中学生)	人
合 計	人
2 区分 児童手当 特例給付	
3 改定後の手当月額	
(3歳未満)	円
(3歳以上小学校修了前)	円
(中学生)	円
合 計	円
4 改定年月	年 月分から
5 減額の対象となる児童の氏名及びその理由	()
6 減額の対象とならなかった児童の氏名及びその理由	()
備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。